

長野県優良産廃処理業者認定制度の手引

第1 優良産廃処理業者認定制度の概要

1 制度について

優良産廃処理業者認定制度（以下「認定制度」という。）とは、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に規定する、遵法性、事業の透明性、環境配慮への取組、電子マニフェストへの対応及び財務体質の健全性の観点から設定した優良基準（以下「優良基準」という。）に適合することを認定（以下「優良認定」という。）し、優良産廃処理業者とする制度です。

2 認定制度のメリット

優良産廃処理業者となった者には以下のメリットがあります。

- ア 許可の有効期限を7年に延長
- イ 優良な産業廃棄物処理業者である旨を記載した許可証を交付
- ウ 優良産廃処理業者として名簿等を県の公式Webページ等で公表
- エ 許可の更新等の申請の際に提出する申請書類の一部を省略可能

第2 優良基準

優良認定の申請（以下「認定申請」という。）を行う処理業者（以下「認定申請者」という。）が、次の1～5のいずれにも適合している必要があります。

1 遵法性に係る基準

認定申請の際に受けている産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（以下「（特別管理）産業廃棄物処理業」という。）の許可の有効期間において、次の不利益処分（以下「特定不利益処分」という。）を受けていないことが必要です。

- (1) 一般廃棄物処理業、（特別管理）産業廃棄物処理業に係る事業停止命令
- (2) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令
- (3) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し
- (4) 再生利用認定の取消し
- (5) 広域認定の取消し
- (6) 無害化処理認定の取消し
- (7) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し
- (8) 不適正処理時の改善命令
- (9) 不適正処理時の措置命令

2 事業の透明性に係る基準

次の区分により、それぞれ必要な期間にわたり、所定の事項[※]についてインターネットで情報を公開し、かつ、所定の頻度で更新している必要があります。

※公表事項・公表頻度については「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月策定（令和2年10月改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規課）を参照してください。

通常の許可を受けている者が新たに優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間
既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定の許可を受けた日から当該申請の日までの間

3 環境配慮の取組に係る基準

事業活動に係る環境配慮の状況が、ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けている必要があります。

4 電子マニフェストに係る基準

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターに利用登録しており、当該許可の区分において電子マニフェストが利用可能である必要があります。

5 財務体質の健全性に係る基準

財務体質の健全性について、次の(1)～(5)のいずれにも適合している必要があります。

(1) 直前三年の各事業年度における自己資本比率^{※1}がゼロ以上であること。

(2) 次のア又はイのいずれかの基準に該当すること。

ア 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

イ 前事業年度における営業利益金額等^{※2}がゼロを超えること。

(3) 直前三年の各事業年度における経常利益金額等^{※3}の平均額がゼロを超えること。

(4) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料について、未納のものが無いこと。

(5) 特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

※1 貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値

※2 損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額

※3 損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額

第3 認定申請手続

1 認定申請

認定制度に係る申請に必要な書類は次のとおりです。

なお、更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う更新申請を行うことは可能です。この場合、新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から7年間となります。

(1) 申請窓口

許可申請書類を提出する地域振興局に提出してください

(2) 提出部数

- ・（特別管理）産業廃棄物収集運搬業：1部
- ・（特別管理）産業廃棄物処分業：2部

(3) 認定申請者が許可更新と併せて提出する書類

①（特別管理）産業廃棄物処理業の許可の申請書類※¹

詳細は「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可申請の手引き」又は「（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引き」を参照してください。

② 認定申請者が認定基準に適合することを証する次の書類

添付書類	内容													
②－1 遵法性に係る書面	○誓約書（様式第3号） 特定不利益処分を受けていないことを誓約する一定期間は次のとおりです。 <table><tr><th colspan="2">場合</th><th>一定期間</th></tr><tr><td rowspan="2">許可の更新期限の到来による更新</td><td>通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合</td><td>従前の許可の有効期間（5年）</td></tr><tr><td>既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合</td><td>従前の許可の有効期間（7年）</td></tr><tr><td rowspan="2">許可の更新期限の到来を待たずした更新</td><td>通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合</td><td>従前の許可の有効期間を含む連続する申請日前日までの5年間</td></tr><tr><td>既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合</td><td>従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する申請日前日までの5年間のいずれか長い期間</td></tr></table>	場合		一定期間	許可の更新期限の到来による更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）	許可の更新期限の到来を待たずした更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間を含む連続する申請日前日までの5年間	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する申請日前日までの5年間のいずれか長い期間
場合		一定期間												
許可の更新期限の到来による更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）												
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）												
許可の更新期限の到来を待たずした更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間を含む連続する申請日前日までの5年間												
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する申請日前日までの5年間のいずれか長い期間												

②－２ 事業の透明性に 係る書類	○②－２については、表１（P.５）参照 さんぱいくんを利用している方は、表１によらず、公益財団法人産業廃棄物処理振興財団が発行する「事業の透明性の基準適合証明書」の提出に代えることができます。この場合、必要な確認対象期間は、以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="523 454 1345 651"> <tr> <td>通常の許可を受けている者が新たに優良認定の申請をする場合</td><td>産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前６月間</td></tr> <tr> <td>既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合</td><td>優良認定の許可を受けた日から当該申請の日までの間</td></tr> </table> 基準適合証明サービスについては、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団のHPなどを参照してください。	通常の許可を受けている者が新たに優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前６月間	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定の許可を受けた日から当該申請の日までの間
通常の許可を受けている者が新たに優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前６月間				
既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定の許可を受けた日から当該申請の日までの間				
②－３ 環境配慮の取 組に係る書類	○ISO14001 規格又はエコアクション 21 ガイドライン若しくはこれと相互認証されている認証制度の認定証の写し				
②－４ 電子マニフェスト に係る書類	○公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写し				
②－５ 財務体質の健 全性に係る書類	○税及び保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類一覧（様式第４号） ○国税、県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料の納付を証する書類^{※２}				
②－６ その他知事が必 要と認める書類	○添付書類の省略について（優良産廃処理業者認定制度）（様式第５号）^{※３} ○その他必要に応じて、添付書類を求める場合があります。				

※１ 次の書類については、優良基準に適合することを見越して、添付を省略することができます。ただし、当該更新許可の申請に係る審査のために必要であると認めるときは、認定申請者が省略した添付書類の一部又は全部の提出を求めることがあります。

○事業計画の概要を記載した書類

○直前３年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（認定申請者が法人であり、会社計算規則に定める主要科目が記載された財務諸表をインターネットで公表している場合に限る。）

○定款又は寄附行為（認定申請者が法人である場合）

○（認定申請者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の場合）処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

※ 2・証明書は、申請日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

・国税、県税及び市町村税については、納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できる証明書を提出してください。

・長野県内に事務所及び事業場がない場合は、納付すべき県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料がないことを誓約する書面を添付してください（任意様式）

※ 3 同時に 2 以上の異なる許可申請書を提出する場合（同日付で受付される場合）であって（例えば、産業廃棄物収集運搬業許可申請書と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書を同時に提出する場合など）、各許可申請書に添付すべき優良認定に係る書類（上記②－1 から②－5 までの書類）の内容が同一であるときは、一の許可申請書に優良認定に係る書類を添付し、他の申請書には様式第 5 号を添付することで、一の許可申請書に添付した優良認定に係る書類（上記②－1 から②－5 までの書類）の添付を省略することができます。

表1 ②－2 事業の透明性に係る書類として添付する書類

※さんぱいくん…（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」
公表内容の出力方法は公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団のHP等を参照。

新たに長野県で優良認定を受けようとする場合	さんぱいくん※を利用している場合	○更新状況一覧表 ○下記時点の公表内容（画像（PDF ファイル）を添付している項目については、その画像を印刷出力したものを含む。） ①申請時点（全項目） ②申請日より6か月以上前にすべての公表事項が公開された時点（全項目） ③申請前6か月以内の各更新時点（変更のある部分に限る。）
	さんぱいくんを利用していない場合 （自社HPなどを利用している場合など）	○下記時点における情報公開を行っているインターネットの画面の該当箇所を印刷出力したもの（いずれも日付を明示） ①申請時点 ②申請日より6か月以上前にすべての公表事項が公開された時点 ③申請前6か月以内の各更新時点（変更のある部分に限る。）
すでに優良認定されており、その許可を更新する場合	さんぱいくんを利用している場合	○更新状況一覧表 ○下記時点の公表内容（画像（PDF ファイル）を添付している項目については、その画像を印刷出力したものを含む。） ①申請日時点（全項目）
	さんぱいくんを利用していないが、他の自治体で既に優良認定を受けている場合（業の区分が同じ場合に限る。）	○当該自治体の許可証及び申請書の写し（受理印が押印されたもの） ○下記時点における情報公開を行っているインターネットの画面を印刷出力したもの（いずれも日付を明示） ①申請時点 ②当該自治体の申請日から長野県への申請日までの間における各更新時点のもの（変更のある部分に限る。）
	さんぱいくんを利用していない場合	○下記時点における情報公開を行っているインターネットの画面の該当箇所を印刷出力したもの（いずれも日付を明示） ①申請時点のもの ②前回の優良認定又は優良確認時点のもの ③更新時点のもの（変更のある部分に限る。）

2 優良認定されなかった場合の取扱い

優良基準に係る審査の結果、優良基準に適合しないものと判断された場合は、認定申請者は、

1（3）※1により省略した添付書類を速やかに提出する必要があります。

第4 優良基準に適合しなくなった場合について

優良産廃処理業者となった後に、特定不利益処分を受ける等して優良基準に適合しなくなった場合は、速やかに優良基準不適合届出書（様式第2号）を提出してください。

(様式第 2 号)

優良基準不適合届出書

年 月 日

長野県知事

様

住所

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第 2 項及び第 7 項並びに第14条の 4 第 2 項及び第 7 項に規定される評価基準に適合しなくなりましたので、申し出ます。

適合認定を受けた産業廃棄物処理業の区分	- 産業廃棄物収集運搬業 - 特別管理産業廃棄物収集運搬業 - 産業廃棄物処分業 - 特別管理産業廃棄物処分業
評価基準に適合しなくなった年月日	年 月 日
評価基準に適合しなくなった理由	

誓 約 書

長野県知事

様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。また、今後、特定不利益処分を受けた場合は、速やかに申し出ることを併せて誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3）
- ④再生利用認定の取消し（法第 9 条の 8 第 9 項（法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第 9 条の 9 第 10 項（法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し（法第 12 条の 7 第 10 項）
- ⑧不適正処理時の改善命令（法第 19 条の 3）
- ⑨不適正処理時の措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項（法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項（法第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条の 6 第 1 項）

申請者名：_____

○税及び保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類一覧

項 番	税及び保険料の納付を証する書類の交付公署 (上記書類の対象となる事務所・事業所等の名称及び所在地)	国税等※1			県税※2			市町村税※3				保険料	
		法人税	消費税	地方消費税	県民税	事業税	不動産取得税	市町村民税	事業所税	固定資産税	都市計画税	社会保険料※4	労働保険料※5
01													
02													
03													
04													
05													
06													
07													
08													
09													
10													

- ※1 国税等については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、申請者が納付すべき法人税及び消費税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと。
- ※2 県税については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、申請者が長野県に納付すべき県民税、事業税及び不動産取得税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと（申請者が個人の場合、県民税に係る納税証明書は市町村長等から交付されます）。
- ※3 市町村税については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、長野県内の市町村に納付すべき市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと。
- ※4 社会保険料については、直前2年間について、申請者が長野県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業所について納入すべき社会保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないこと。
- ※5 労働保険料については、直前3年間について、申請者が長野県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業所について納入すべき労働保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないこと。

(様式第 5 号)

添付書類の省略について（優良産廃処理業者認定制度）

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(特別管理) 産業廃棄物 (収集運搬業 ・ 処分業) 許可にあたって、下記の○を付した優良産廃処理業者認定制度に係る添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物収集運搬業許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処分業許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

の内容と同一のため添付を省略します。

- 1 遵法性に係る書面（誓約書（様式第 3 号））
- 2 事業の透明性に係る書類（インターネットによる情報公開に係る書類）
- 3 環境配慮の取組に係る書類（ISO14001 規格又はエコアクション 21 ガイドライン若しくはこれと相互認証されている認証制度の認定証の写し）
- 4 電子マニフェストに係る書類（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写し）
- 5 財務体質の健全性に係る書類（税及び保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類一覧（様式第 4 号）並びに国税、県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料の納付を証する書類）

(注意事項)

- ・ 該当する番号を○で囲んでください。
- ・ 優良産廃処理業者認定制度に係る添付書類を省略できるのは、同時に 2 以上の許可申請書を提出する場合であつて、各許可申請書に添付すべき優良産廃処理業者認定制度に係る書類の内容が同一であるときに限ります。